

## 第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 1 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正  
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次  
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫  
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁  
47 中谷 秀也

以上 17 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 31 上川 洋文・42 片岡 眞郁

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・

賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 皆さん、おめでとうございます。  
26年、最初の農地部会を開催させていただきます。  
また、農業にとって、今年は大変厳しい年になると思いますが、農業委員の使命を一生懸命全うしたいと思います。また、1年間、ご指導とご協力のほうよろしく申し上げます。  
それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。  
まずはじめに、議事録署名者を指名させていただきます。31番 上川 委員、42番 片岡 委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。  
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から2ページの番号14までの14件で、合計面積21,757㎡、すべて田でございます。  
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
次に、3ページから7ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、7ページになります。件数は10件、合計面積は40,970.21㎡、内訳としまして、田で31,151.91㎡、畑で9,818.30㎡でございます。  
なお、4ページの番号6、地区 川合、届出者 \_\_\_\_\_ からあっせんの希望が出ております。また、その他の案件につきましては、希望はございません。  
続きまして、8ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1は宅地分譲用地、番号2は貸駐車場用地、番号3は宅地分譲用地、番

号4及び5は、いずれも一般個人住宅用地です。

この5件で、合計面積は、4,202㎡、この内訳といたしまして、田で218㎡、畑で811㎡、その他、これは台帳地目 山林、現況地目 畑でございますが、3,173㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1 これにつきましては、20年以上前の平成5年10月10日より、権利者である\_\_\_\_\_が、農地及び私道として平穩・公然に占有しており、取得時効が完成していると判断されるものであります。

件数はこの1件で、合計面積は、435㎡、その内訳は、田で376㎡、畑で59㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,659㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積7,659㎡、申請地 久居明神町大釜\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,783㎡です。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号2、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積3,724㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積4,245㎡、申請地 久居戸木町大坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,408㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積17,934㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積17,934㎡、申請地 久居井戸山町大口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積3,233㎡ 外12筆で、合計面積11,606㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号4、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、面積8,088㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積8,088㎡、申請地 榊原町井手\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,993㎡。

これにつきましても、親子間の生前部分贈与です。

番号5、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、面積6,184.74㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積6,078㎡、申請地 榊原町大松広\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,921㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

11ページをお願いいたします。

番号6、地区 波瀬、受け人 \_\_\_\_\_、面積8,584㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積2,365㎡、申請地 一志町波瀬入野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,470㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 波瀬、受け人 \_\_\_\_\_、面積8,584㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積1,485㎡、申請地 一志町波瀬佐野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,485㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 川合、受け人 \_\_\_\_\_、面積5,437㎡、渡し人 \_\_\_\_\_外3名、面積6,368㎡、申請地 一志町庄村出口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積561㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区 家城、受け人 \_\_\_\_\_、面積25,256㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積1,946㎡、申請地 白山町北家城八幡\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積863㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号10、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、面積9,185㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積2,078.30㎡、申請地 白山町二本木野房\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積125㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号11、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、面積2,816㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積3,477㎡、申請地 白山町三ヶ野上広北野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,080㎡ 外2筆で、合計面積1,432㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号12、地区 石名原、受け人 \_\_\_\_\_、面積12,509.26㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積5,769㎡、申請地 美杉町石名原竹川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積694㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号13、地区 下多気、受け人 \_\_\_\_\_、面積3,629㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積431㎡、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積56㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、13件、合計面積は、26,397㎡、この内訳は、田が10,395㎡、畑が16,002㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお

願いたいします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番からお願いします。

田口委員 29番 田口です。先ほどの事務局の説明通りでございます。  
場所は、\_\_\_\_\_の農地のすぐ傍で、農地として使うという事で、何も問題ないと思いますので、よろしく願いたいします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。1月16日に現地確認に行っていました。  
場所は、国道165号線戸木町のところに、\_\_\_\_\_がありますけど、\_\_\_\_\_の東側に\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_がありますが、その国道を挟んで、ちょうど北側の田んぼにあります。この\_\_\_\_\_さん方が、この\_\_\_\_\_さんの義理のお兄さんにあたる方で、\_\_\_\_\_さんは早くに奥さんを亡くされて、今もう、農業を辞めたいということで、色々そんなことを言っておられました。それで、詳細は事務局の説明通りで特に問題はないと思います。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先ほどの事務局の説明通りでございます。  
この件は一緒になっている一志も何も問題ないという事ですのでよろしく願いたいします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。16日に、現地確認を行ってきました。  
場所としましては、\_\_\_\_\_を通り過ぎまして、500mくらい行った所、\_\_\_\_\_から入って、そこから500mくらい左へ、谷に入った所です。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 5番もですね。

伊藤委員 はい。4番は地区としては榊原で中のほうの地区ですが、距離的に、この4番よりも1kmくらい、奥へ行った所です。事務局の説明通り良いと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 はい、ありがとうございます。6番、7番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。ここはもう20年以上、\_\_\_\_\_さんがこの2筆について、耕作していらっしゃいましたが、波瀬を出て行かれましたのでこの際、\_\_\_\_\_さんが購入されたということです。問題ないと思いますので、よろしく願いたいします。

議長 はい、ありがとうございます。8番、お願いします。

田中委員 31番 田中です。1月16日の午後1時半から、委員2名と事務局2名で、現地の確認をいたしました。場所につきましては、県道一志久居線の\_\_\_\_\_の北側で、内容については、事務局の説明通りですので、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。9番、お願ひします。

浅井委員 34番 浅井でございます。家城、9番について説明をさせていただきます。16日に、事務局2名、地元委員3名で、午後1時から、現地の確認をさせていただきました。場所は、家城に\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_があるんですが、それから八ツ山へ行く道中で、\_\_\_\_\_さんが経営してみえる\_\_\_\_\_という碎石場があるんですが、その真西側が現地でございます。譲り受け人の\_\_\_\_\_さんは隣でございます。大変、本人も喜んでいらっしゃるって、耕作するという事でございます。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。10番、11番、お願ひします。

井谷委員 36番 井谷です。16日に、事務局2名と委員3名で、現地を見てきました。大三の小さな所は、\_\_\_\_\_の旧道を西へ入った所の住宅があるのですが、住宅の南側という事で、少し端は畑になっていますが、隣の家の畑を移植するという事で、何ら問題はないと思います。もう1点、大三の上広という所なのですが、これが国道165号をずっと下がります、白山の大三へ入ってもらったすぐの所。少し上へあがると柿畑がたくさんあるのですが、その柿畑の外れのほうの西の外れなのですが、家があって、ご本人は大分急いでいらっしゃるのですが、最近、体を悪くして病院へ入院をいらっしゃるという事で、ご兄弟の息子さんがされるという事でございます。中身については、事務局の説明通りでございますので、よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。12番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野です。番号12につきまして、先日16日に、総合支所の担当者と現地調査を行いました。申請地は耕作をされておりまして、別段問題はありませぬので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。13番、お願ひします。

結城委員 40番 結城です。13番について説明をいたします。譲り渡し人の\_\_\_\_\_さん、この方は高齢と遠距離のため、運用管理をもうできないという事で、受け人の\_\_\_\_\_さんは、今年の4月で定年されたら、営農を拡大してやっていきたいという事ですので、問題ないと思ひます。よろ

しくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒走り \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積157㎡です。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西横山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積227㎡。

これにつきましては、申請地を月極めの貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町間の谷口 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積317㎡ 外6筆で、合計面積2,050㎡。

これにつきましては、昭和38年ごろ植林し、山林として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町前興 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積132㎡。

これにつきましては、申請地を平成15年ごろから自宅の駐車場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口宮ノ下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積408㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置などの利用面積は203.6㎡で、土地利用が可能な面積の54.2%にあたります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木辻垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積271㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は3,245㎡で、その内訳は、田が1,863㎡、畑が1,382㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。16日に、委員6名、事務局2名で現地確認へ行ってきました。

場所は、\_\_\_\_\_、あるいは\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ抜ける幹線道路の道路沿いにあります。事務局の説明の通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも、同じく、1月16日に現地確認へ行ってきました。

これは、場所は、国道165号線から、\_\_\_\_\_の東側にある\_\_\_\_\_へ抜けていく道がありますけど、それ行きますと右側に\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_さんがありまして、それからちょっと500mくらい行った、左側の畑なんですけど、次の議案3号にも絡んでくるんですけど、店舗をされて、その奥側に駐車場を作るという事で、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。3番、4番、説明いたします。1月16日に現地確認しました。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。16日に総合支所2名と地元委員3名で現地確認をいたしました。場所的には、\_\_\_\_\_から川口のほうへ渡りますと、\_\_\_\_\_がございまして、それを走って行きますと、ちょうど集落がございまして、それから東のほうへ100mくらい行った所でございます。

初めは、家を建てる段取りでしたけど、建てる必要がなくなり、太陽光発電をするということです。両側とも宅地になっておりまして、何ら問題はございませんので、事務局の説明通りでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。場所は、白山の\_\_\_\_\_ですが、その南側にちょうど並木という地区で、10件くらい家が建っているのがその一部の所の畑でありま

す。娘さんの家を建てるといような形でご報告いただいています。  
何ら問題はございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居明神町西藤谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,347㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、事業拡大のため、資材置場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒走り \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積411㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自営業の資材置場及び資材運搬用自動車の駐車場とするものです。

なお、昭和60年ごろ、渡人が倉庫を建築しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒走り \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積322㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する議案第2号の番号1の土地と一体利用のうえ、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西横山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、美容室用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受け人 \_\_\_\_\_代表取締役 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積259㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用

地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口二川\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積297㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、自営の土建業の資材置場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木入道垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積247㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものですが、昭和58年ごろに申請地の一部に受人の離れを建築しており、渡人、受人双方連名で始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号8、地区 石名原、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原小森\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,080㎡ 外4筆で、合計面積5,075㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、植林のうえ山林とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下之川、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川山本\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積82㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、進入用道路用地とするものですが、昭和55年から申請地を宅地への進入路として利用しており、渡人、受人双方連名で始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は9件、合計面積は9,539㎡で、その内訳は、田で6,012㎡、畑で3,527㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に出会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。16日に、久居へ現地確認へ行ってきました。場所は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の東側方面にあります。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

稲葉委員 2番、3番と同じ場所ですので、まとめて報告します。いずれも番号1と同じ場所になります。北口町から\_\_\_\_\_へ抜ける道路沿いで、東側にあたります。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 4番、お願いします。

大井委員	<p>27番 大井です。これも1月16日に現地確認しました。</p> <p>これが先ほど、議案第2号の2番と同じ場所です。道路に面する部分の499㎡を購入して、そこに美容室を建てる予定ですので、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。5番、お願いします。</p>
田中委員	<p>32番 田中です。この案件も、16日の午後、委員2名と事務局2名で現地の確認をいたしました。場所につきましては、_____の片野地区の道沿いにあります。</p> <p>現在は、その他の茶園になっていまして、そこを分譲するという事で、内容については事務局の説明通りですので、ひとつよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。6番、お願いします。</p>
池田委員	<p>35番 池田です。6番については、16日に2番と同じに事務局2名と委員3名で、まいりました。</p> <p>場所は、_____から_____のほうへ向けて100mくらい行った西側の所で、自分の家の前という事で、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。7番、お願いします。</p>
井谷委員	<p>36番 井谷です。この16日に見てもらいました。</p> <p>場所は、大三駅の前の信号から川口へ行く道があります。その一つ目の交差点を左の方へ折れるのですが、_____さんの工場の南側という事で、ちょっと道路がへこんでいる所の南側です。</p> <p>内容はこの通りで、今、借りている所、お母さんの離れがあるという事もありまして、報告通り始末書も出ているという内容で、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議いただきたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。8番、お願いします。</p>
岸野委員	<p>37番 岸野です。16日に、会長以下で現地調査を行いました。申請地は、3か所ありますが、いずれも長期に渡り、耕作が放置されており農地への復帰は難しいと判断しております。それから、周囲は山林でございまして、別段問題はありませぬので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。9番、お願いします。</p>
結城委員	<p>40番 結城でございます。9番について、少々説明させていただきます。</p> <p>この案件は、宅地への進入路です。内容は、_____の建設で、市道からの分岐点があった道が潰れてしまい、自宅へ入ることができないので、82㎡を買わなければ通れないという事ですので、進入路を造成したいということで、よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、14ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 八知、借り人 _____代表取締役____、貸し人____、 申請地 美杉町八知清水____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 604㎡です。 これにつきましては、昭和35年6月ごろから借人の木材置場として利用しており、貸人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
藤田委員	39番 藤田です。1月14日に現地へ行ってまいりました。 場所は、_____から100mほど川上に上ったところでございます。_____がお店を作りたいということで、調べましたところ、_____さんの土地も引っかかってくると。_____さんをお願いしたところ、現地はまだ田んぼで、農業委員会の許可を得ていなかったという事で、始末書の提出がございました。 昭和30何年の伊勢湾台風の時に田んぼが埋まりまして、その後、田んぼ周辺が土を動かしたり、伊勢湾台風の土砂を置いたりしまして、そこへちょうど_____さんが、資材置場に貸して欲しいという事で、そのまま貸しておられたそうです。 周辺の土地は、すでに雑種地になり、材木置き場になっておりますので、周辺に影響を与えることはないと思いますので、何ら問題はないと思います。よって、皆様のご審議をよろしくお伺いしたいと思います。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意

見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。

議 長 ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、15ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積420㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、申請地には、貸し人により昭和39年ごろ居宅1棟が建築されており、これを取壊して住宅を建築しているもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

鈴木委員 28番 鈴木です。16日に現地確認へ行ってきました。  
場所は、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_があるんですけど、\_\_\_\_\_と、そして\_\_\_\_\_、その\_\_\_\_\_を南へ行くと、一志町へ行くと所の信号に\_\_\_\_\_があるんですけども。それから、南へ600mくらい行った所です。  
周辺には住宅も建っており、またアパートも建っておりますので、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につ

いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、16ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1は、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_ 外3名、申請地 新家町己改 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積651㎡です。

これにつきましては、法務局に提出します建物図面により、昭和41年2月24日に申請地に居宅が建築されたことが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 波瀬、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬火ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,768㎡ 外2筆で、合計面積3,833㎡。

これにつきましては、添付の写真から、申請地には直径30cmから40cmの杉が生育していることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先ほどと同じで、事務局の通りでございます。

場所は、\_\_\_\_\_から東へ200mくらい行った所です。

住宅地の中ですので、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。16日に3,800㎡という事で、会長さん、部会長さん、事務局の方に来ていただきまして、現地確認いたしました。

場所は、旧の\_\_\_\_\_というのがあるのですが、その近くです。それで後は事務局の説明通り、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただ

きました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

次のページの、農用地利用集積計画地区別集計表の下にあります合計欄をご覧ください。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて34,048㎡、契約件数は29件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせて86,770㎡、契約件数は65件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で8,498㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,511㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて131,827㎡、契約件数は99件となっております。なお、畑の集積はございませんでした。

認定農業者への集積状況は、久居地区で6件、一志地区で31件、合計37件、合計面積101,917㎡となっております。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 皆さん、何か。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました第1回目は無事、議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後2時53分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年1月21日

議 長

出席委員

出席委員